

1. 子どもと親のウェルビーイングを増進するための社会的・公的支援システムに関する研究

——家庭機能の概念とファミリーサービス・システムの構築を中心に——

高橋重宏(駒沢大学), 岩上真珠(明星大学), 山懸文治(大阪市立大学),
倉石哲也(大阪府立大学), 佐々木政人(日本社会事業大学), 加藤 純(日本ルーテル神学大学)
大竹 智(帯広大谷短期大学)

要約

本研究では、家族、家庭、家庭機能、家庭養育機能、ファミリーサービス等の概念の整理と新たな定義化、北米でのファミリーサービスを日本で育成していくための在り方を考察し提言した。具体的には、①「家庭」の概念化、②個人のウェルビーイングにかかわる「家庭」機能、③家庭養育機能の意義と内容、④ファミリーサービスの実現に向けて、⑤ソーシャルケアとしてのファミリーサービス・システムの必要性、⑥ファミリーサービス・システムの基本的理念、⑦ファミリーサービス・システムの局面、⑧ファミリーサービス・システムの供給主体の特徴、⑨主たる対象と機能、⑩システムの強化のための方策等について論じた。

見出し語：子どもと親のウェルビーイングの増進、ファミリーサービス・システム、
家族、家庭、家庭機能、家庭養育機能、ソーシャルケア

**Research on Social and Public Support to Promote the Well-being of Child and Family:
Focusing on the Concept of Family Functioning and Structure of Family Services System**

Shigehiro Takahashi, Mami Iwagami, Fumiharu Yamagata,
Tetsuya Kuraishi, Masato Sasaki, Jun Kato, Satoru Ohtake

Abstract

The present research aims to clarify and redefine the concept of family(Kazoku), family(Katei), family function, family child rearing functions, and family services, and to examine and discuss the ways in which family services models used in North America may be developed within the Japanese context. Specifically, the research discusses the following issues: 1) concept of "family" (katei); 2) family function related to individual well-being; 3) the meaning of family child rearing functions and their contents; 4) towards the realization of family services; 5) the importance of the family services system as a form of social care; 6) the fundamental idea of the family services system; 7) the current situation of the family services system; 8) the characteristics of service provisions of the family services system; 9) the main target and functions of the family services system; and 10) the legislative changes required for the strengthening of the family services system.

Key Words

Promotion of the well-being of child and family, family services system, family (kazoku), family (Katei), family function, family child rearing functions social care.

I. 家族、家庭、家庭機能とは何か—ファミリーサービスの実現に向けて—

1. 「家庭」の概念化に向けて

ここでは、「家族」と対比させながら「家庭」の概念を整理しておきたい。

1) 「近代家族」を基盤に登場した「家庭」

家族の形態や機能は社会によって多様であり、また家族のイメージも時代や地域、階層によって同一社会においてさえ複数存在することがつねである。とはいえ、こんにちわれわれが共有する家族イメージには、ある一つの理念型が強く反映している。その理念型を「近代家族」という。

理念型としての近代家族は、夫婦・親子が強い情緒的絆で結ばれた核家族をモデルとするが、ここに至って、夫婦・親子が家族の単位であるという観念と、家族は互いに愛情によって結ばれるものという価値観が登場する。

こうした近代家族の価値観をもっともよく体现しているのが「家庭」である。

家庭の象徴は「団らん」であるが、団らんとは、家族員相互の情愛に満ちた相互作用の象徴である。つまり「家庭」は、家族の日常生活場面の単なる表示であるにとどまらず、近代家族が包含する価値の表象として位置づけられてきたように思われる。言い換えれば「家庭」とは、愛情と慈しみとやすらぎの源泉として、近代家族の登場以来イメージされてきたといえる。

2) 「家庭」概念の核心は近代個人主義

ところで、家庭は家族から派生してきた概念であるが、近代家族という家族の一理念型と不可分の関係にあることはすでに述べた。その意味では、家庭もまた家族の一端を指示する用語である。実際、英語圏では、家族も家庭もたいていの場合区別なくfamilyとして指示される。

ただ、家族が通文化的な中立概念であるのに対して、家庭は、「個」の確立した近代の価値観、すなわち近代個人主義を基盤にもつ概念である。家庭は明らかに、相互作用しあう個人の存在が前提となっている。相互作用しあうのは、愛し愛され、保護し保護され、慈しみ慈しまれる親密な複数の個人である。そこには、情緒の濃密な集積がみられる。「家庭」の概念は、その意味で、家族集団に個が埋没していた前近代と決別した、個の存在を明確に意識した家族形成理念を下地としているのである。

3) 「家庭」の概念

さて、「家庭」は、①近代家族を母体としていること、②「個人」を明確に認識して成り立っていること、さらにいえば、③個人間の情緒的な結びつきを不可決の条件としていること、などをふまえて、以下のように定義しておきたい。ここでは、家族と同様、家庭も構造や機能を有するシステムとしてみなす。

「家庭とは、家庭を構成する成員*相互が、情緒に基づく相互作用を行うことによって、生理的、社会的、文化的、保健的欲求を充足するシステムである。」

*家庭を構成する成員とは、家族**およびこれに類する人びとである。

**ここでいう家族とは、扶養のシステムにかかわる少数の近親者のことである。

2. 個人のウェルビーイングにかかわる「家庭」機能

1) 「家庭」機能の位置づけ

家庭が上記のように定義されるとすれば、家庭で期待される機能とは、個人の生理的、社会的、文化的、保健的な基本的な欲求の充足であり、それを基盤としての、個々の成員の自己実現の保障である。

「家庭」は、①情緒に基づく相互作用を機能的要件とし、②成員の第一次的なウェルビーイングの追求、すなわち、自己実現をめざす個人の基本的権利を最高度に保障するシステムであり、③個人の生き方を支援することを、システム目標とするものである。

上記のような位置づけにしたがって、家庭機能をつぎのように定義しておきたい。

「家庭機能とは、家庭生活を共同する成員相互の情緒的な結合を前提とする、成員のアイデンティティの形成および自己実現の保障である。」

2) 「家庭」機能の整備充実のために

家庭機能は、成員相互において果たされることが期待されるのはもちろんであるが、それが十分に果たされない場合には、①機能の遂行を阻害している要因を発見し、すみやかに阻害要因が除去されるよう、また、②家族および家族的成員だけでは遂行困難な状況においては、必要に応じた補完的手段が講じられるよう、社会的・公的な支援対策の充実がつとに期待され

る。

こんにち「家庭」は、社会の構成員が第一義的に所属するシステムとしてみなされており、したがってその整備充実、社会の安定と発展のためには、最優先の課題として取り組まれるべきものであると考える。

一方、個人の自立と自己実現に高い価値が置かれ、また、個人の生き方に対する選択性が最大限保障されるべき社会の実現がめざされる中で、事実上、家族はライフスタイルとしてさまざまな形態をとりうる。なかには、生殖家族を選択しないライフスタイルを志向する人びともいる。そうしたライフスタイルの多様化（および家族形態の多様化）の中で、「家庭」もまた多様なあり方が予測される。たとえば、必ずしも家族から構成されない場合や、同一個人が同時に複数の家庭に所属する場合など、従来にはあまり見られなかった状況の発生も当然予想される。しかし、どのような場合であれ、家庭は個人にとっては、自己のライフコースのベースキャンプであり、個人のウェルビーイングを支柱にすえた家庭機能の充実が図られるべきである。

こんにち、家族の小規模化、家族員の多システムへの分属による、家庭内相互作用機会の低下など、家族だけで家庭機能を十分に遂行することは困難な状況が生じている。今後、家庭内相互作用機会の制度的な保障が図られると同時に、個人のウェルビーイングに資する家庭機能の分担が、「家庭」的な諸機関の育成とともに、他の社会システムとの間でより促進される必要があろう。

3. 家庭養育機能の意義と内容

さて、家庭養育機能は、これまで述べてきた家庭機能の一部を構成するものであるが、とりわけ重要な、いわば家庭機能の核的部分を構成するものとして位置づけられる。

1) 人間形成としての家庭養育機能

家庭養育機能とは、まず第一に、個人の発達を促進である。子どもは、愛され、慈しまれて育てられることによって、自己の能力、素質、個性を適正に伸ばすことができる。いかなる子どもにもそうした環境が与えられることは、子どもの基本的権利である。家庭養育機能の機能的要件は、子どもに、発達を促す適正な環境を提供することである。子どもにとって家庭は、発達のための第一次的環境であり、自己実現のための「ベースキャンプ」としての意味あいをもっている。

子どもは、情緒的結びつきに基づく相互作用の中で、

人間らしい感情と他者への関係のもち方を学習する。つまり、人と「かかわり合う」ことを習得する。そのことによって、社会のもっとも基本的なルールを身につける基盤を培うのである。

子どもの年齢によって、家庭養育機能は変化する。それは、発達のあり方や発達課題が変化していくのと同様である。しかし、すでに述べたように、子どもは、自己の発達にとってかけがえのない環境を、つねに、また誰でも保障される権利をもつのである。子どもの発達にとって不可欠な環境としての家庭を、アメリカの社会学者T. パーソンズは、「familyはパーソナリティをつくる工場である」と表現している。

2) 個人の発達を支援する家庭養育機能の内容

家庭機能がそうであるように、家庭養育機能も、もちろん、情緒に基づく相互作用を前提としており、アイデンティティの形成と自己実現の保障を達成目標としている。家庭養育機能には、それらの機能の延長線上にさらに、子どもの発達の保障と促進という項目が付加されよう。個人の発達を支援する家庭養育機能としては、具体的には次のような項目が含まれる。

家庭養育機能の例示

- ① 健康で文化的な生活のための基本的な欲求充足
- ② 個性、能力、意欲の促進
- ③ 社会性の涵養
- ④ 親役割モデルの提供
- ⑤ 情緒的交流の機会の提供、等

簡単に説明を加えるならば、

- ①は、衣・食・住および生命の安全の保障は当然として、人に受容されること、大切な価値を剥奪されないことなど、基本的な人権にかかわる社会的、文化的な欲求をも含む。
- ②は、発達権の保障であり、家庭養育機能としてはとくに重視するものである。
- ③は、人とのかかわりの中で情緒を育み、さらにそのことを通じて他者との適切なかかわり方を培うことであるが、少子化の中では、この機能の促進のためには、他システムとの連携がとりわけ必要かもしれない。
- ④は、将来、養育機能を十分に遂行するために不可欠な学習項目である。きょうだい数の減少で親役割の予期的社会化の機会が喪失したといわれているが、そうした一般的動向をふまえても、また、特別な理由により、学習すべき親役割モデルが欠如しているような場合においても、この機能は重要である。
- ⑤は、家庭本来の機能ともいえ、子どもの発達のため

には、不可欠な機能である。

これらの具体的項目は、家族、あるいは家族的な人びとによって担われることを本旨とするが、基盤の脆弱な現代家族が、充実した社会保障のシステムを前提として維持されうるものである以上、これらの十分な機能遂行のためには、他機関との提携、および具体的な公的支援策の策定が切に要望されるところである。

4. ファミリーサービスの実現に向けて

「家庭」は成員の第一次的なウェルビーイングの追求、すなわち、自己実現をめざす個人の基本的権利を最高度に保障するシステムである、と指摘した。だが、家庭は「ウェルビーイング追求」のシステムであると同時に「病原システム」、「病理発生のシステム」であるとの認識から出発しなければならない。

すでに、学会では、数多くの子どもや大人の神経症、その他の精神疾患、あるいは非行や犯罪や自殺などの私的・社会的不適応現象の究極の原因が家庭に存するのではないかという発想が顕著になってきている。つまり、個人のこうした病理現象は、個人自身よりも、むしろ家庭における構成員の関係性の歪みに問題があると考えられているのである。

だが、残念ながら伝統的な日本の児童福祉は、児童には対応してきたがその児童の帰属する家庭（親）を対象としたサービス・プログラムを用意してはいない。時代的に家庭崩壊を予防するための、全体としての家庭の構成員の関係を健康化するための、言い替えれば、「病原機関」的な兆候から「ウェルビーイング追求」、「健康な家庭機能回復、増進」の方向に家庭を支援するためのファミリーサービスの必要性が認識されてきている。

いわば、21世紀に向けて「児童家庭保健福祉サービス」を統合したファミリーサービス・システムの構築が求められているのである。

一般にファミリーサービスとは、北米では、個人の、家庭のウェルビーイングを支えるヒューマンサービスをいう。具体的には、カウンセリング、家族療法、グループカウンセリング、ファミリー・ライフ・エデュケーション、コミュニティワーク（アドボカシー、アウトリーチ、ボランティア・トレーニング）、公開講座などのさまざまなプログラムによって構成されている。

本稿では、ファミリーサービスとは、健康な家庭機能の維持及び構成員のウェルビーイングを回復、増進するために提供される、ケア、教育、相談、トリートメント活動をいうことにする。

文献

山根常男監修木村汎・高橋重宏編『家族と福祉の未来』全国社会福祉協議会、1987。

II. 児童と親のウェルビーイングを増進するための社会的・公的支援システム—ファミリーサービスシステムの構築に向けて—

1. ファミリーサービスシステムの基本的考え方

1) ソーシャルケアとしてのファミリーサービスシステムの必要性

長い間わが国では、ソーシャルケアと私的ケアを切り離し、別個の存在としてとらえてきた。とりわけ、福祉領域ではこのような傾向が強く、ソーシャルケアは特殊な状況である私的ケアの破綻への対応であるという見方が優位であった。ところが高齢社会の到来により、私的ケアの破綻が特殊な状況ではなく、社会体制全般をも含む一般的な危機となり、ケア構造の転換が要請されることとなった。このことは、高齢者問題に限らず、その裏側にある少子化社会の子育て問題においても同様である。

ところで、高齢者の介護問題、子育て問題における社会的介入の必要性の根拠としては、女性の社会進出などをその説明変数として用いながら、家庭の介護・子育てに関する機能・能力の低下ということが多くあげられている。しかしながら、家庭の介護・子育て能力は本当に低下したのであろうか。このことについて、3つの角度から検討してみたい。

第1は、対処能力・情報処理能力に関する問題である。家庭および世帯構成員の生活様式の急激な変化により、日常的に処理しなければならない問題で、過去の経験や蓄積では処理が困難なものが質量ともに増大している。それに対応するために情報が提供されるが、それが余りに膨大・詳細であり、かつ中には相互に矛盾しているものもあり、家庭の側の処理能力がこれに追いついていないというのが現状であろう。超高齢社会あるいは少子社会での介護・子育て問題もこの中の一つである。すなわち、家庭の介護・子育て能力の低下は、既存の枠内での低下ではなく、新しい問題に対する対処能力の欠如の結果である。これについては、家庭に対しては情報処理能力と技術向上のための援助が、サービス供給側については、情報の中身と供給体制のありかたの再検討が必要と考えられる。

第2は、内容の変化に関する問題である。これは新しい問題としての家庭の介護・子育て問題が、個人の

生活形態の多様化あるいは心身の状況の変化に伴い、質量ともに非常に高度で、多様な内容となっているということである。とりわけ、情報の豊富さが、内容の高度化、多様化を一層促進している。たとえば、「一児豪華主義」などと評せられる状況は、この典型である。すなわち、家庭で対処すべき内容の質的、量的増大、あるいは期待の高揚に対して、家庭の側の対処量（割合）が増えていないということであり、対処量そのものが大きく低下したとは必ずしもいえないということである。

第3は、ケア負担者に関する問題である。世帯が小規模化していることは統計的に明白である。また、日常的な付き合いをする親族関係や地域関係も疎遠化、希薄化している。家庭に期待されるケア総量が増加しているにも関わらず、家庭内に限らず、親族、地域を含めて、ケア負担者が減少し、特定の人にケア負担が集中しているというのが今日の時代状況である。このことは一人あたりの負担量が従前に比べて増大しているということである。すなわち、家庭の介護・子育て能力の低下は、負担者の減少によるもので、一人あたりが実際に負担している量については必ずしも減少したとはいえない。むしろ、子育て初期あるいは高齢者介護については、増加しているともいえる。

ファミリーサービスシステムを社会的に構築していく必要性は、以上のように家庭の介護・子育て能力の低下が、「家庭機能の低下」という一言で、しかも家庭の側の問題として認識される状況に対して、国民があるいは国が選択した社会の変化の必然として発生するものであって、責任の一端が社会の側にも存在するところにある。

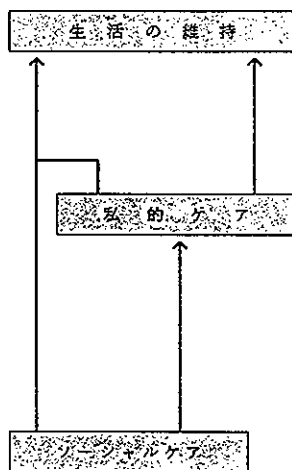
2) ファミリーサービスシステムの基本的理念

ファミリーサービスの基本的な考え方は、破綻主義からサポート主義、形成主義への理念の転換である。子育て問題についていうと、子育てに伴う家庭の側の負担量の増加にも関わらず、ケア提供者が減少し、結局一人あたりの期待負担量が増加している状況に対する対応であり、一人あたりの負担量の軽減と、情報処理を含めた対処能力の向上にある。すなわち、「家庭が十分な機能を果たしていない」という前提での関与ではなく、「家庭は家庭なりに頑張っている」という視点での関与、サポートサービスあるいはリスパイトケアサービスとしての関与ということになる。

これを図式化すると、従来の破綻主義型のソーシャルケアサービスは、家庭を中心とした私的ケアが機能しなくなって初めて機能するサービスであり、私的ケアと協働的な関係が少なかったのに対して、今日求め

られているサポート型のサービスは、私的ケアを支えるサービスであり、主体をむしろ当事者においてそれを側面的、背景的に支えるサービスであるところに特徴がある（図1）。ファミリーサービスは、ソーシャルケアと私的ケアと協働関係を結ぶこと、もっと積極的には、システムとして両者が一体化していくことで、子どもたちの成長発達、さらには生活を支えていくことを基本的な理念としている。

図1 ソーシャルサポートとしてのソーシャルケア



また、このような協働化された、あるいは一体化したサービスの中心は、あくまでも当事者たる子どもあるいは家庭であり、これらの主体性が尊重されるべきことはいままでもない。それぞれの家庭が、多様な選択肢の中から、自分たちにふさわしい生活様式を構築することが基本であり、社会の側があたかも「水戸黄門の印籠」のような道徳的、標準的な生活モデルの中に鎔范するといった状況は、最も避けねばならないことである。

3) ファミリーサービスシステムの局面

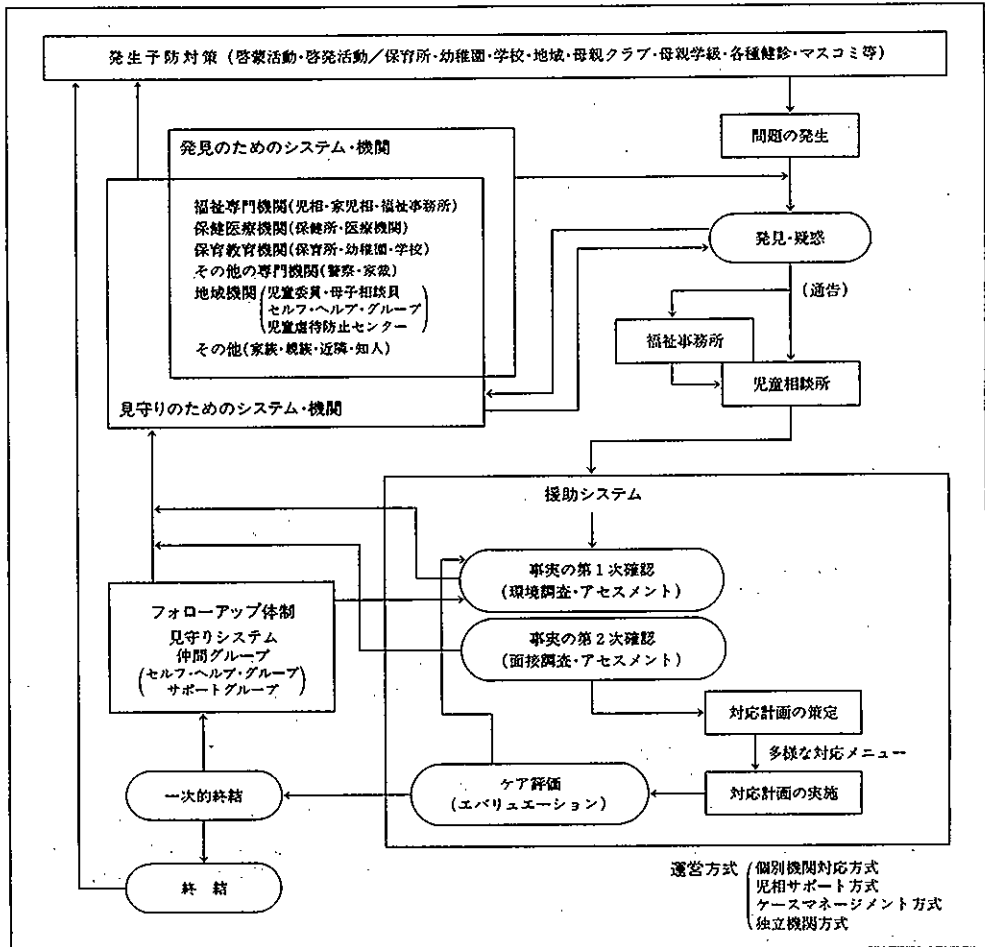
ファミリーサービスシステムはシステムの一つであり、構造と機能を有する有機体である。ここではこのうち、機能的側面について、援助の局面と絡めながら概説する。

リスパイトサービス、サポートサービスとしての援助は、基本的には予防的観点から進めるべきである。ここでいう予防には、発生の予防、重度化・深刻化の

予防（早期発見・早期対応）、再発の予防の大きく三つの段階がある。これら個々の局面において、中心的に関わるソーシャルシステムがあり、さらにそれらを総合的に構造化したものとして、社会的なサービスシステムの全体があることが望ましい。これを図式化したのが図2である。

判断）、援助計画の策定段階（当事者に対する援助の開始の同意・通告、アセスメント、関係者による援助計画の策定）、援助の実施段階（当事者に対する援助計画の提示と同意・修正・通告、援助の開始）、実施された援助の評価（エバリュエーション、継続的援助の必要性の判断、再計画・継続的援助）、援助の終結

図2 援助の局面



これを現状の児童福祉対策との関係でいうならば、第1の発生予防が主として健全育成対策と呼ばれるものであり、第2の予防段階である重度化・深刻化の予防が、いわゆる要保護児童対策である。現状では、この段階に最も力点が置かれている。そこでこの援助段階をもう少し細分化すると、理念的には、発見段階、認定段階（事実関係判断のための調査、援助の開始の

段階（援助の終結の判断、再発予防・見守りシステムへの引継）などの局面に転換することが可能である。これらの局面が、実際には並行的に実行され、また、エバリュエーションの結果によって、常に循環するという特徴を有する。

第3の予防段階である再発予防については、残念ながらこれを積極的に意図した施策は少ない。しかしな

がら、図2に示すように、多くの場合、実際上は発見のためのシステムがこれを担うことになると考えられ、その意味では、発生予防としてすでに組み込まれていると解釈することも可能である。すなわち、既存のシステムがこのような機能を意識するかどうか、システム内にこの機能を積極的に組み込むかどうかという問題にすぎない。

ファミリーサービスシステムも、広義にはこのようなシステムティックなものとして把握し、その中でのサブシステム論として個々のケアシステム、サポートシステムが構築されることが望ましい。

2. 本稿で取り扱うファミリーサービスシステム

1) ファミリーサービスシステムの供給主体の特性

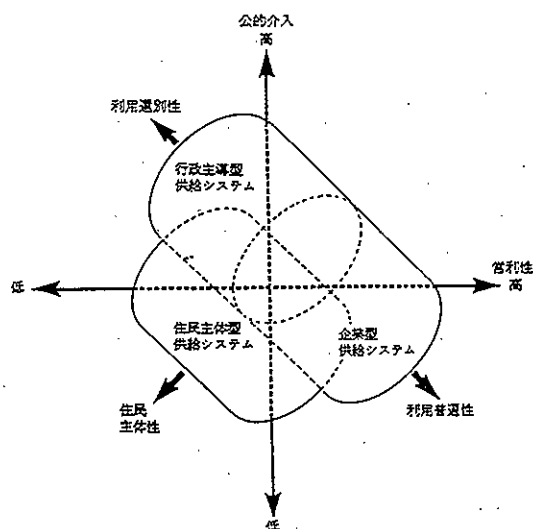
今日の社会福祉サービスの推進方向は、大きく4つに分類することができる。第1は、家庭基盤の強化を意図した方策である。児童福祉の分野でいうと、育児休業制度、児童手当制度の拡充などがこれにあたる。第2は、相談および情報提供体制の充実である。これには、家庭支援相談事業、乳幼児健全育成相談事業、乳幼児健全発達支援相談事業、すこやかテレホン事業、子ども家庭相談事業などが該当する。第3は、相談事業のフォローアップとしての公的サービスの充実である。とりわけ、一時的保育事業に代表される保育サービスの柔軟化の推進は評価できる。また、入所施設でのショートステイ事業も期待される取り組みである。第4は、非公的なサービス、私的なサービスの支援である。公的なサービスが質的、量的に限界があることは、今日多くが認めるところであり、これを補完するものとして位置づけられるのがこの領域のサービスである。これはさらに大きく2つに分けられるが、1つはベビーシッターのような企業化されたサービス、もう1つは非常利民間団体が行うサービスや、地域、当事者同士などで行われるセルフヘルプグループのようなインフォーマルなサービスである。

ファミリーサービスシステムは、これらすべてに関連するサービスであるが、これを担う供給主体は、サブシステムを含めて考えると非常に多様である。従来サービス供給主体は、個々に独立したものとして存在しており、行政型供給システム、認可型供給システム、市場型供給システム、参加型（自発型）供給システム等、3つないしは4つの分類で整理されてきた。これを図式化したのが図3である。

この図は、公的介入性と営利性という2つの軸で、サービス供給システムを分類したものである。行政主導型システムとは、いわゆる公的サービスであり、措

置費に基づくサービスもこれに分類できる。このサービスは、供給の安定性、サービス内容の透明性、供給対象を限定できるなどの特長をもつが、反面、柔軟性に欠ける、スティグマ性が高いなどの欠点も有するし、何よりも公的資金がかかりすぎると批判する。企業型システムとは市場ベースで提供されるシステムであり、対象を限定しない、柔軟性が高いなどの特長を有するが、一方で契約関係が供給側中心に設定されやすい、サービス価格設定のため実際上は利用者が限定されていると同然である、などの欠点を有する。第3の住民主体型システムとは、自発型、あるいは参加型ともいわれるもので、当事者に最も近い立場をとることがで

図3 在宅ケア供給システムの分類



きる。しかしながら、サービス供給の安定性に欠けたり、時には企業型以上に質的保証、安全保証が明確でない。

このような既存のサービス供給システムの見直しは、公的介入性をできるだけ弱め、供給主体の主体性をできるだけ尊重する方向で行われている。これは、たとえば福祉公社、生活協同組合による福祉サービス、民間ケアグループの組織化のような、新たな供給主体の育成だけでなく、既存の供給主体自らもそういう方向に移行する傾向にある。行政主導型システムでいうと、措置型のサービスから契約型、利用型のサービスへの移行であり、企業型サービスでは公的機関からのサービス委託、あるいは公益法人化、住民主体型サービスでは社会福祉協議会等を通じての組織化支援、ふれあいのまちづくり事業などである。

いわば、あらゆるサービスを、中間型のサービス供給主体へと移行させ、そのことによって連係、協働推進体制を強化しようとする方向である。本稿で取り扱うファミリーサービス供給システムも、まさにこのような性格を強く帯びたものであるし、一般にこのような方向で考えるのが妥当であろう。

2) 主たる対象と機能

これまで述べてきたように、ファミリーサービスシステムは非常に多様な機能を担い、また非常に多様な機関で提供されるものである。したがって、ここでこれらすべてを具体的に検討することは困難であり、一定の限定をせざるを得ない。ここでは、援助対象、供給システム、供給主体、サービス機能の4つの側面からこれを限定する。

まずシステムが援助する対象であるが、これについては家庭児童の健全育成、あるいは極めて一般的な子育て問題としたい。このことは、時には従前の施策の中にすでに包含されており、何も新しいものが出てこないという批判もあるが、やはりより多くの家庭や子どもが関係するものであり、地域差の解消、あるいはメニューの拡大ということも必要であろうという認識である。

第2は供給システムに関する問題である。供給システムの全体像については、すでに言及したところであるが、全体像は現実には未完成なものであり、ここではサブシステムあるいはさらにその下位システムで、すでにサービスを供給しているものあるいは供給が具体化しつつあるものについての検討が中心となる。したがって、ファミリーサービスシステムの全体像までは言及できない。

第3は供給主体に関する問題である。供給主体の考え方については、前項で言及したところであるが、主体そのものについては、中間化が進行中でもあり、特定の供給主体に限定することなく、非常に多様な主体を取り扱うものとする。また、供給方法についても、できるだけ多様なものを組み込みたい。ただし、既存の施設をベースにした展開については他章に委ねる。

第4は、サービス機能あるいは局面に関する問題である。これについては、現状では発生した問題、あるいは深刻化した問題への援助が最も関心の高いところであるが、ここでは地域、住民を取り込んだサービスとして最も期待が高い、発見やフォローアップを組み込んだ、あるいは初期対応程度までを組み込んだシステムを中心に検討したい。

3) システムの強化のための方策

ところで、システムとしてのファミリーサービスは、どのようにすれば強化できるのか。システムとは前述のように、構造と機能を有した有機体であり、複数の構成要素が絡んで成立していることが多い。とりわけ、多様な供給主体の推進が叫ばれている今日では、このような状況が多くなると考えられる。そうすると、構成要素間でのネットワークという問題が発生してくる。ここでは、ファミリーサービスシステムというネットワークを蜘蛛の巣になぞらえて、その強化方策を4つの角度から検討する。それについては、蜘蛛の巣は蜘蛛が食糧を確保するための道具であり、そのこととファミリーサービスネットワークによって優れたサービスを提供するということ（サービス効率をあげることを、同等の目標として考えたい。ただし、ここでいうサービス効率とは、当然のことながら経済学がいう費用効果性ではなく、ニーズ充足効果性あるいは目標達成効果性であり、生活者の側からみた効率を問うものであることはいままでの間）。ただし、ここでいうサービス効率とは、当然のことながら経済学がいう費用効果性ではなく、ニーズ充足効果性あるいは目標達成効果性であり、生活者の側からみた効率を問うものであることはいままでの間。

第1は、蜘蛛が餌を確実に確保するには、糸の数をできるだけ多くして、網をできるだけ大きく張る、あるいはできるだけ細かく張ることである。これをファミリーサービスシステムに置き換えると、関係する機関、個人をふやすこと、できるだけ多くの関わりを確保するということになる。

第2は、結ぶ糸を太くして隙間を狭くし、間から漏れる餌を少なくすることで、多くの食糧を確保することである。これは、関係する機関間の連係を強め、意志疎通を円滑にするということであり、いわばネットワークの心臓である。これには、情報交換システム、ケースカンファレンス、ケースコミッティー、リファーマシステムといったものが含まれる。

第3は、蜘蛛の糸がもつ粘性を強くして、確保した餌を逃さないようにすることである。サービスネットワークでいうと、サービスを人間味豊かにすることで利用者との信頼関係あるいはきめ細かさを出すことである。たとえば、これは基本的には援助者としての態度に関わる問題であるが、ボランティアや地域の人の関わりを強めるなどの方向も考えられる。これは、利用者のモニタリングあるいは不服申し立てシステムにも通じるものである。また、サービスメニューの多様化、機能の強化もこの領域に属する課題である。

第4は、網の張り場所、あるいは網の支えに関する問題である。餌の多いところ、すなわちニーズの高いところに網を張るのが基本であるが、あまりにも多くの餌がかかると網は墜落する。ニーズの高いところは、第3の強化方策でキャッチできるとして、支えの強化は、人材を確保するあるいは資金を投入する作業であ

る。サポートシステムとしてのファミリーサービスシステムへの行政の関わりの中心はここにある。

本稿は、平成4年度厚生科学研究費による家庭・出生問題総合調査研究「家庭機能に関する研究：家庭養育機能及び家庭に対する社会的・公的支援に関する研究報告」の一部である。なおⅠ－1、2、3は岩上真珠、高橋重宏、佐々木政人、加藤純、大竹智が研究協議し、岩上真珠が、4は高橋重宏が執筆した。Ⅱは山縣文治と倉石哲也が共同執筆した。

図4 援助ネットワークの強化

